

長期優良住宅認定申請手数料の概要

令和4年10月1日

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅に普及を促進するために認定制度が設けられました。同認定を受けると登録免許税、不動産取得税、固定資産税の優遇措置、住宅ローン減税制度の拡充等の優遇措置が受けられます。

- ◆法第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画等の認定の申請に対する審査の手数料
 - ・一戸建ての住宅の場合は専用住宅または併用住宅等の区別に関係なく、一戸建ての住宅の区分に定める手数料とします。また、建築物の床面積の合計の算定については、認定を受けようとする建築物全体の延べ面積とします。
 - ・共同住宅、長屋住宅については、認定申請の戸数分の床面積分の手数料（B）との合算となります。〔共同住宅、長屋住宅の認定手数料：A+B〕

【新築】

	建築物の床面積の合計	確認書等が添付されない場合	確認書等が添付された場合		
一戸建て住宅	100㎡以内	47,000	15,000	※ 確認書等については、品確法第6条の2第5項の長期使用構造等の基準に適合している旨が明示された確認書若しくは住宅性能評価書の写しを添付すること。	
	100㎡を超え200㎡以内	71,000	22,000		
	200㎡を超える	95,000	30,000		

	右の床面積の合計	建築物の床面積〔A〕		認定を受けようとする住戸に係る床面積〔B〕	
		確認書等が添付されない場合	確認書等が添付された場合	確認書等が添付されない場合	確認書等が添付された場合
共同住宅または長屋住宅 〔A+B〕	500㎡以内	66,000	14,000	42,000	12,000
	500㎡を超え1,000㎡以内	105,000	22,000	69,000	21,000
	1,000㎡を超え3,000㎡以内	220,000	42,000	123,000	30,000
	3,000㎡を超え5,000㎡以内	382,000	59,000	229,000	57,000
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	661,000	74,000	379,000	98,000
	10,000㎡を超え20,000㎡以内	1,217,000	131,000	705,000	162,000
	20,000㎡を超え30,000㎡以内	1,760,000	174,000	981,000	199,000
	30,000㎡を超える	2,165,000	213,000	1,189,000	212,000

【新築以外】

	建築物の床面積の合計	確認書等が添付されない場合	確認書等が添付された場合		
一戸建て住宅	100㎡以内	71,000	22,000	※ 新築以外とは工事種別が増築・改築又は既存のことを指す。 ※ 確認書等については、品確法第6条の2第5項の長期使用構造等の基準に適合している旨が明示された確認書若しくは住宅性能評価書の写しを添付すること。	
	100㎡を超え200㎡以内	106,000	33,000		
	200㎡を超える	141,000	44,000		

	右の床面積の合計	建築物の床面積〔A〕		認定を受けようとする住戸に係る床面積〔B〕	
		確認書等が添付されない場合	確認書等が添付された場合	確認書等が添付されない場合	確認書等が添付された場合
共同住宅または長屋住宅 〔A+B〕	500㎡以内	99,000	21,000	63,000	18,000
	500㎡を超え1,000㎡以内	157,000	32,000	103,000	32,000
	1,000㎡を超え3,000㎡以内	329,000	63,000	184,000	46,000
	3,000㎡を超え5,000㎡以内	572,000	88,000	342,000	85,000
	5,000㎡を超え10,000㎡以内	992,000	111,000	568,000	147,000
	10,000㎡を超え20,000㎡以内	1,824,000	196,000	1,056,000	242,000
	20,000㎡を超え30,000㎡以内	2,638,000	259,000	1,470,000	297,000
	30,000㎡を超える	3,246,000	318,000	1,782,000	317,000

- ◆法第8条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料
 - ・変更に係る部分の床面積の2分の1とし、上記の表による面積区分による手数料とします。（建築基準法による変更の面積算定に準ずる。）
- ◆法第5条第8項第4号イ又はロ、同項第5号イ又はロ、同項第6号イ又はロの規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料
 - ・1件につき15,000円（新築以外は26,000円）
- ◆法第9条第1項または第3項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料
 - ・1件につき15,000円
- ◆法第10条の規定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査の手数料
 - ・1件につき15,000円
- ◆法第6条第2項の規定に基づく申し出がある場合の手数料
 - ・建築確認申請手数料に見合う手数料が別途必要となります。
- ◆法第18条第1項の規定に基づく建築物の容積率に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料
 - ・1件につき160,000円